

幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算:3,882 億円(公費)

－3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分	主な負担割合	国・地方合計(億円)			予算科目	
		国	地方			
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	—	818	—
<未移行> 私立幼稚園等		①国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ②国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金(補足給付)
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金
合計			3,882	1,532	2,349	—

※四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする(令和元年度予算において計上(総務省))。

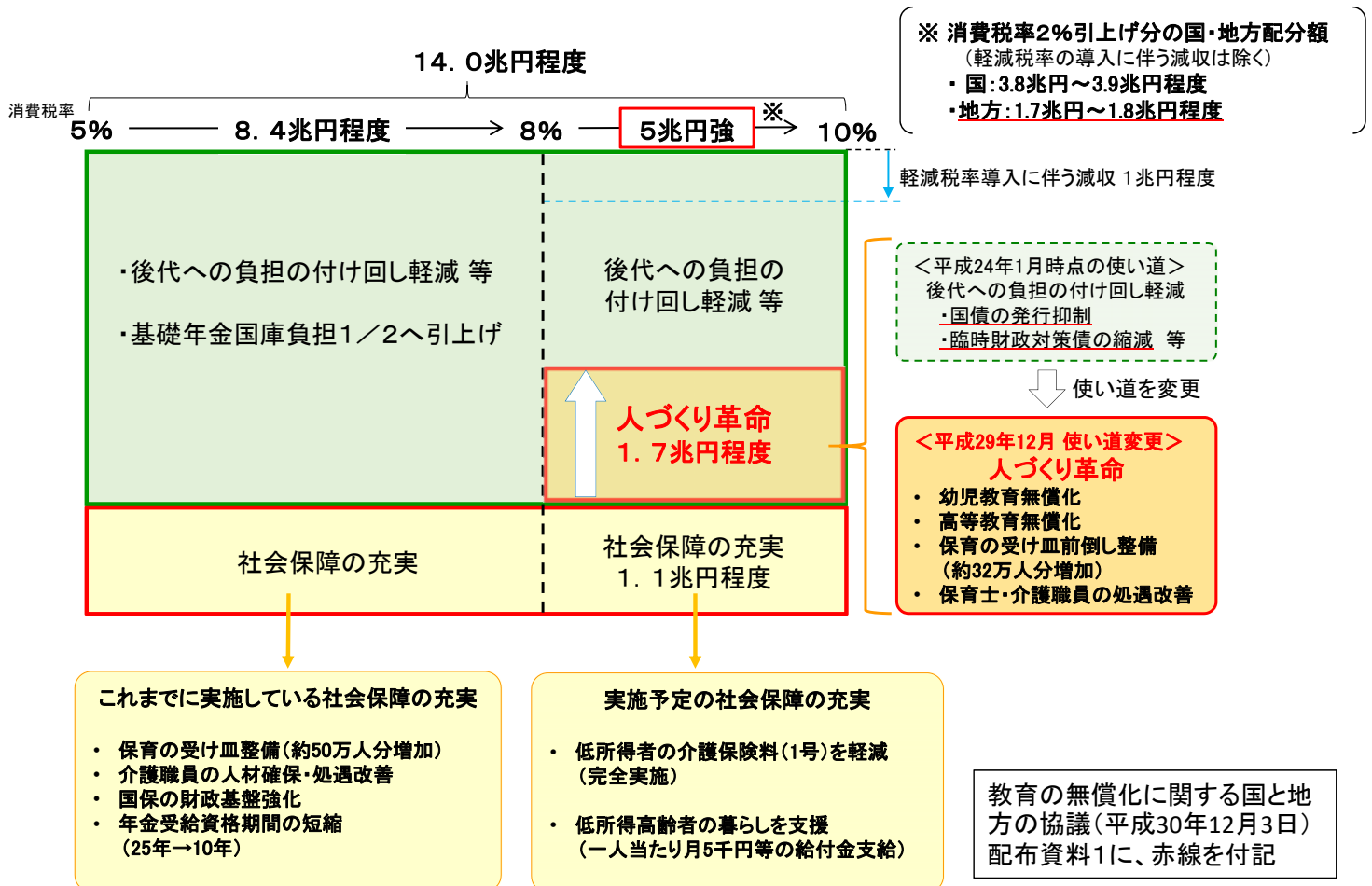
(事務費)

- ・ 初年度(2019年度)の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。さらに、2年目(2020年度)を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算(192億円)及び令和元年度予算(62億円)を活用して対応。

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



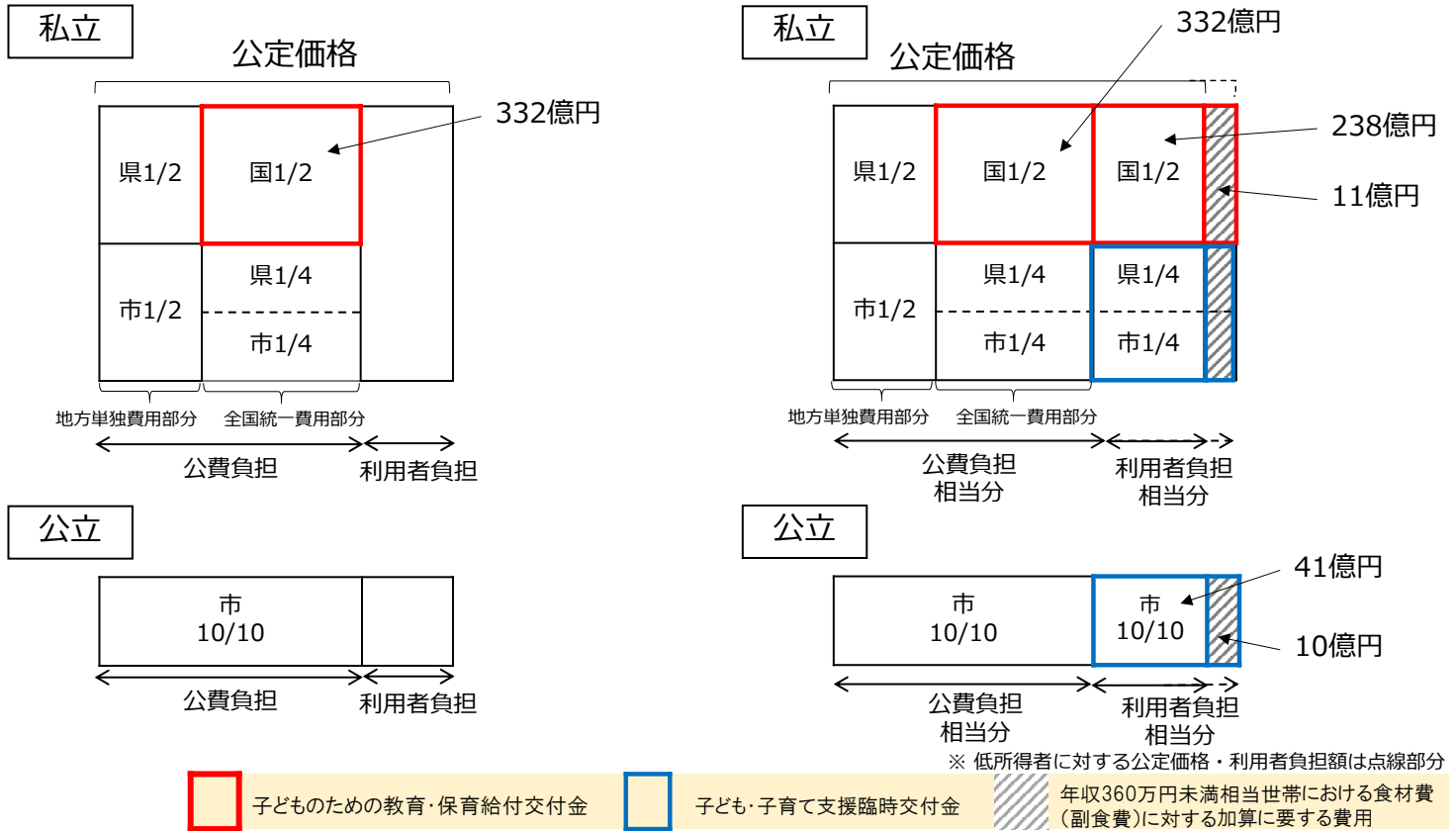
子どものための教育・保育給付交付金／臨時交付金の考え方①

① 1号認定子ども（私立：48万人、公立：20万人）

令和元年度予算を基に機械的に試算

2019年4月～9月

2019年10月～2020年3月



子どものための教育・保育給付交付金／臨時交付金の考え方②

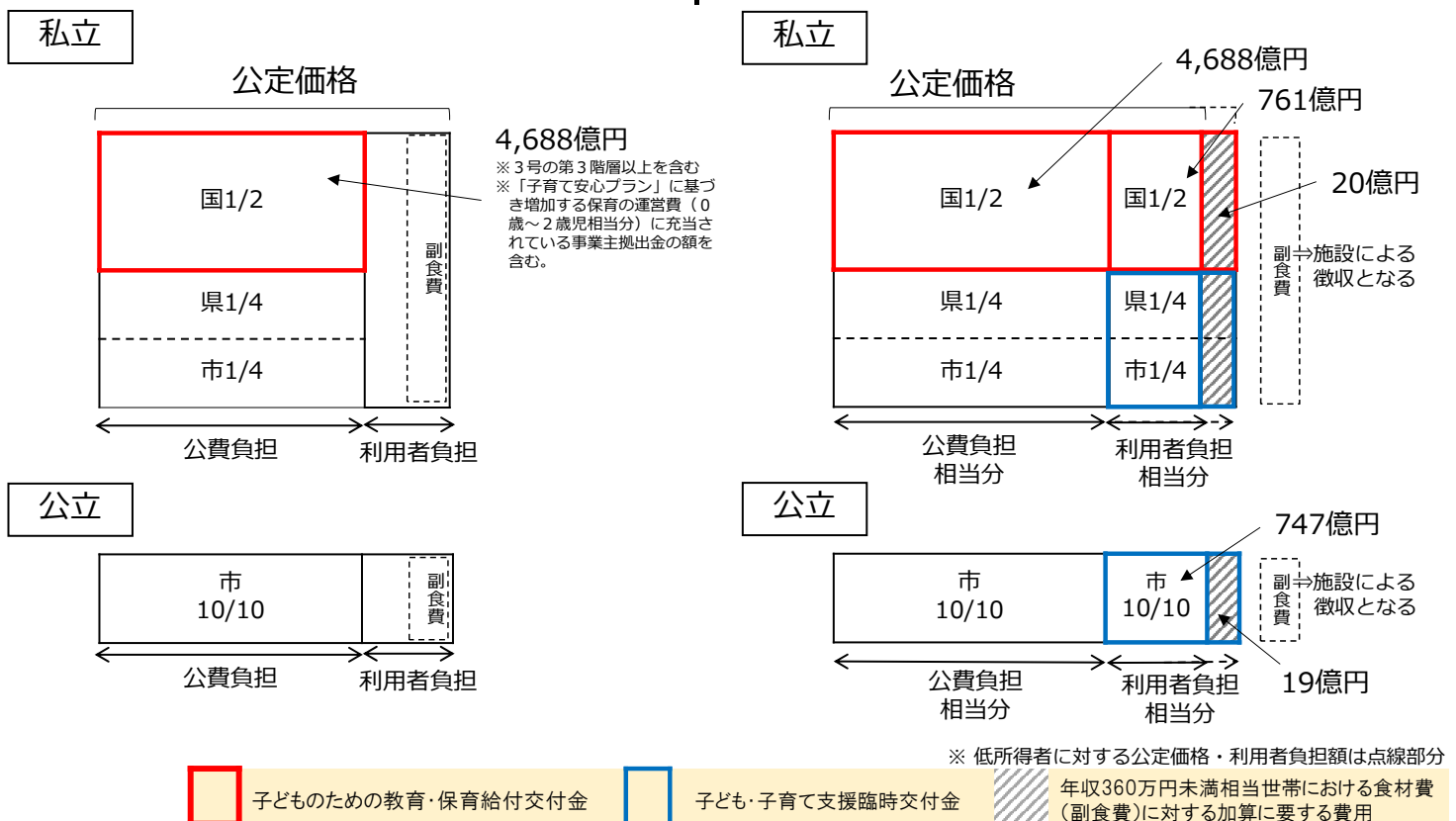
② 2・3号認定子ども（私立：115万人、公立：53万人）

令和元年度予算を基に機械的に試算

※ 3号認定子どもの人数は、無償化対象者のみ計上

2019年4月～9月

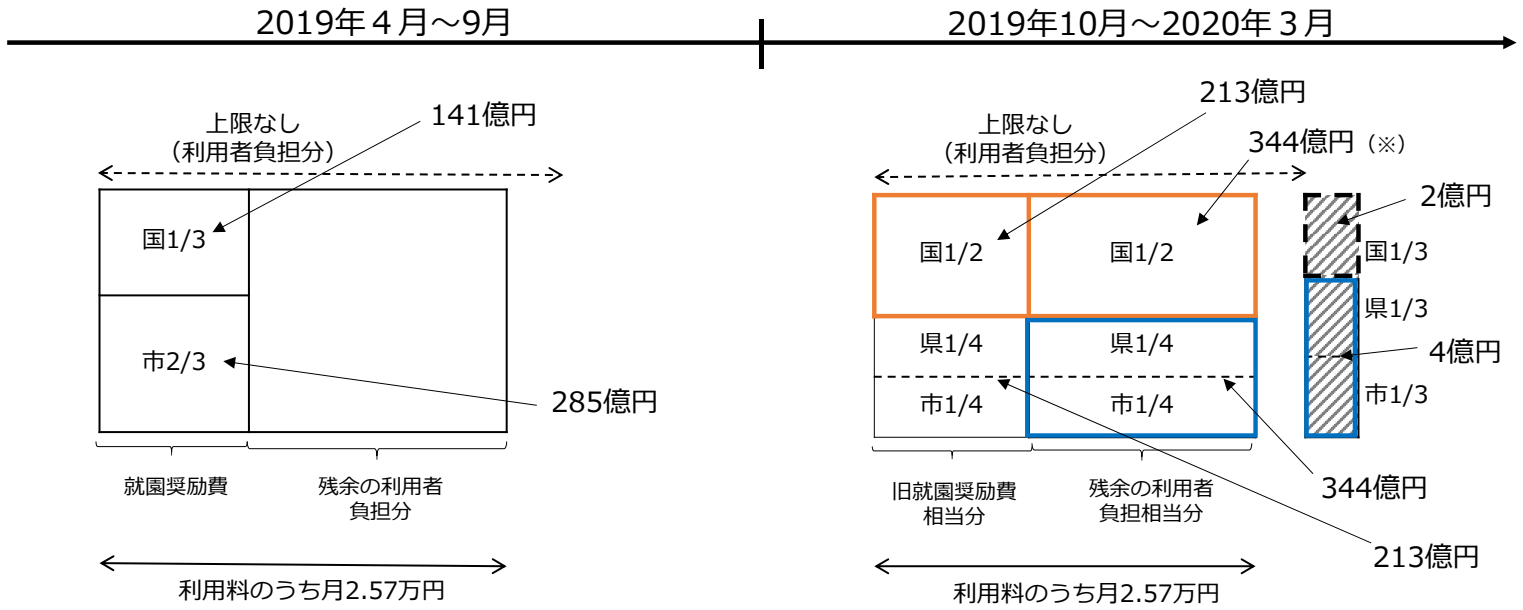
2019年10月～2020年3月



子育てのための施設等利用給付交付金／臨時交付金の考え方③

③未移行私立幼稚園（72万人）

令和元年度予算を基に機械的に試算



(*) 以下の施設については、支給事務は市町村が行う。
 ・国立大学法人立幼稚園、特別支援学校：2億円(国10/10)
 ・県立幼稚園、特別支援学校：0億円(県10/10)

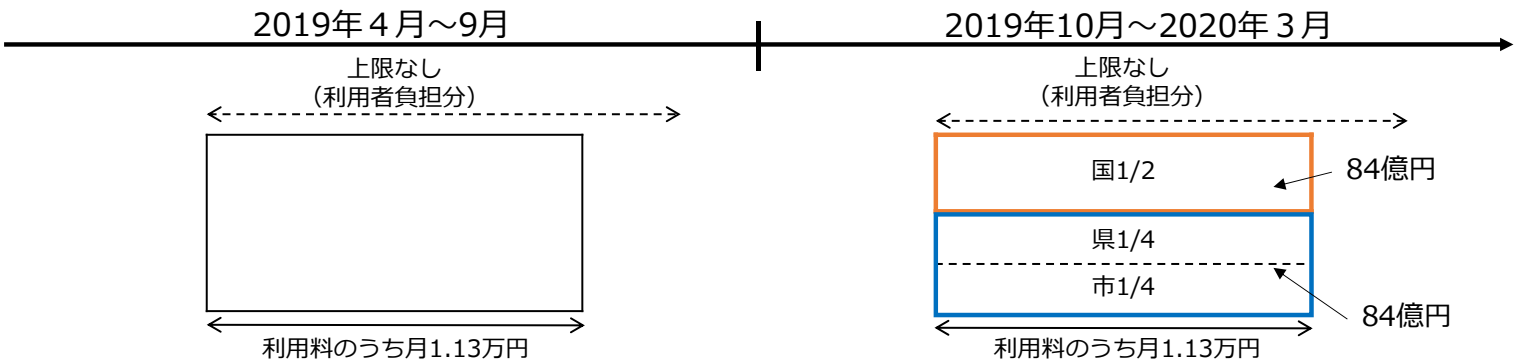
- 子育てのための施設等利用給付交付金
- 子ども・子育て支援臨時交付金
- 年収360万円未満相当世帯における食材費(副食費)に対する費用
- 地域子ども・子育て支援事業(私立幼稚園(未移行)補足給付部分)

子育てのための施設等利用給付交付金／臨時交付金の考え方④

④預かり保育（56万人）

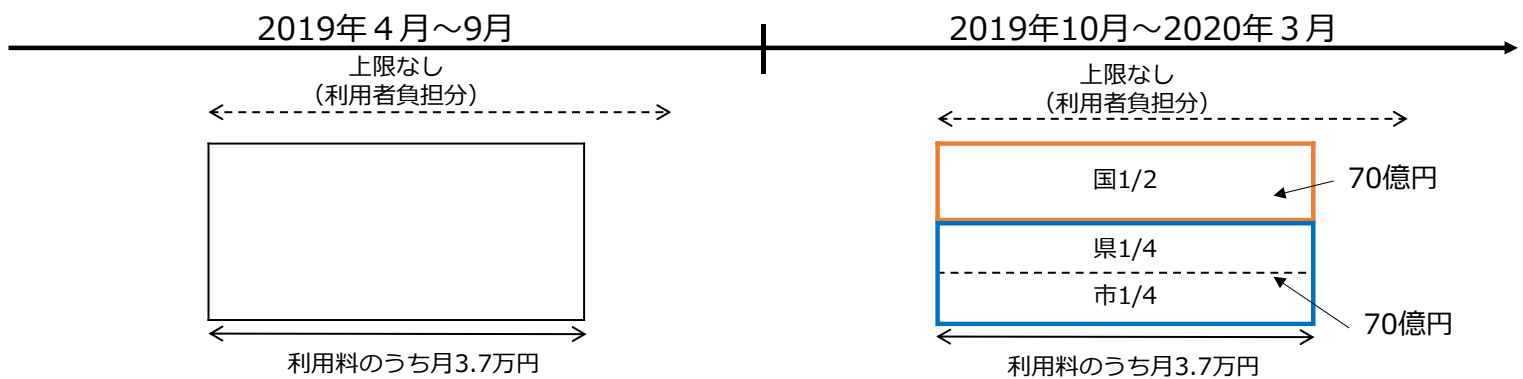
※一時預かり事業を含む

令和元年度予算を基に機械的に試算



④認可外施設等（9万人）

※ファミリーサポート事業、病児保育事業等含む



- 子育てのための施設等利用給付交付金
- 子ども・子育て支援臨時交付金

臨時交付金の配分方法について

1. 臨時交付金の性格

臨時交付金は、国の役割や責務に応じて法定されている法令上の負担区分に基づく国の負担として交付するものではなく、法令上の地方負担に対して、その財源となる地方消費税が令和元年度において平準化しないため交付するものであり、地方団体の一般財源としての性格を有する交付金。

2. 交付対象

幼児教育の無償化に係る法令上の負担割合に基づき各都道府県又は各市町村（特別区を含む。）が負担する部分に対して、各都道府県又は各市町村に直接交付。

※ ただし、平成30年度までの段階的無償化に係る負担部分及び私立幼稚園（新制度未移行）に対する現行の就園奨励費の負担部分に相当する部分については、今般の幼児教育の無償化の対象とはならないことから、臨時交付金の交付対象外。

3. 交付総額 2,349億円

4. 算定期間及び交付時期

令和元年10月分の基礎数値に基づき交付額を算定し、令和2年3月に交付。

<算定のスケジュール（予定）>

令和元年 12月頃 基礎数値（※）照会

※ 所得階層別の児童数割合（無償化実施前の特定時点）、支給対象児童数等

令和2年 3月 交付決定

5. 各地方団体に対する交付額

所得階層別の児童数等の客観的な指標に基づき算出した各地方団体における地方負担相当額（以下の合算額）により交付総額（2,349億円）を按分した額

- 令和元年度における子どものための教育・保育給付（無償化に要する費用に限る。）及び子育てのための施設等利用給付（現行の就園奨励費に相当する費用は除く。）に要する費用うち、各地方団体が負担する額として総務省令で定めるところにより算定した額
- 令和元年度における地域子ども・子育て支援事業（補足給付に要する費用に限る。）に要する費用うち、各地方団体が負担する額として総務省令で定めるところにより算定した額

地方自治体独自の利用者負担軽減について

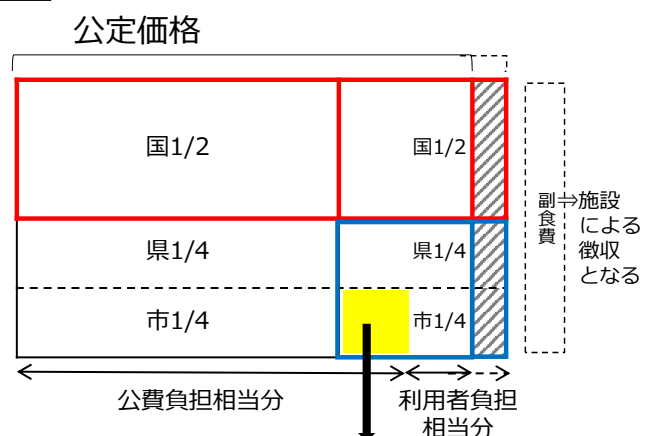
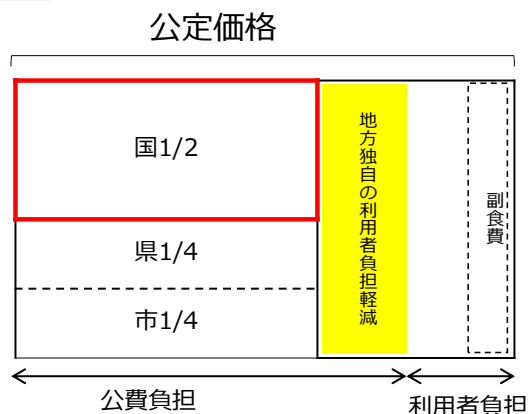
（例）2・3号認定子ども

2019年4月～9月

2019年10月～2020年3月

私立

私立



- 2019年度については、臨時交付金で措置される。
- ※ 2020年度以降の幼児教育・保育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源を増額確保。
その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分を基準財政収入額に算入。

※ 低所得者に対する公定価格・利用者負担額は点線部分

子どものための教育・保育給付交付金 子ども・子育て支援臨時交付金 年収360万円未満相当世帯における食材費（副食費）に対する加算に要する費用

食材料費の取扱いその他子育て支援の更なる充実について

- ・利用者負担額の独自軽減に係る地方単独事業を行っている自治体においては、今般の無償化により、それまで地方が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入ることで、その部分に係る市町村の財政負担が軽くなる（詳細は前頁参照）。
- ・また、2号認定子どもの副食費の免除対象範囲外の世帯（次頁赤枠参照）について、既に地方単独事業により4,500円未満の利用者負担額を設定している自治体においては、施設が副食費を徴収することに伴い、世帯負担が増加する可能性がある。
- ・該当自治体においては、下記の方針の趣旨を踏まえ、対応にご配慮いただきたい。

（参考）「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抄）




今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。



・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲
 今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲
 今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず被監護者の数による	年齢に関わらず被監護者の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子